

彩の国サーキュラーエコノミーロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、彩の国サーキュラーエコノミー型製品等登録制度実施要綱第7条により埼玉県(以下、「県」という。)が定める、彩の国サーキュラーエコノミーロゴマーク(以下、「彩の国 CE ロゴマーク」という。)の使用および管理に関し、必要な事項を定めるものである。

(彩の国 CE ロゴマークに関する権利)

第2条 彩の国 CE ロゴマークの著作権等一切の権利は、県に帰属する。

(使用の範囲)

第3条 彩の国 CE ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 「彩の国サーキュラーエコノミー型製品」を登録している企業等
- (2) 「彩の国サーキュラーエコノミー企業」に登録している企業等
- (3) 埼玉県内の地方公共団体
- (4) 報道機関が報道及び広報目的で使用するとき
- (5) その他、県が彩の国 CE ロゴマークの使用を認めた者

(使用条件)

第4条 前条に定めるものは、次の各号に掲げる内容に該当する場合を除き、登録内容に合わせた彩の国 CE ロゴマークを使用することができる。

- (1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用すること。
- (2) 埼玉県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人又は団体、政党、宗教団体、暴力団を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、その使用が著しく不適当であるとき。

(使用料)

第5条 彩の国 CE ロゴマークの使用料は無料とする。

(遵守事項)

第6条 彩の国 CE ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条に定める使用条件に従うこと。

- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと。
- (4) 使用するデザインは、「彩の国 CE ロゴマークガイドライン」に定めたものとすること。
- (5) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。
ただし、県が認めた場合はこの限りでない。
- (6) 彩の国 CE ロゴマークを使用する際に生ずる費用は、第 3 条で認められたものが負担すること。

(使用者の責任)

第7条 使用者が彩の国 CE ロゴマークの使用により県に損害を与えた場合、県はその賠償を請求することができる。

2 彩の国 CE ロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は損害賠償、損失補填その他法律上的一切の責任を負わない。

(使用の禁止)

第8条 使用者が第4条に定める使用条件に反する使用を行った場合、その他彩の国 CE ロゴマークを使用することが適当でないと県が認めた場合、県は当該使用者に対し彩の国 CE ロゴマークの使用を禁止することができる。

(その他)

第9条 この使用規程は、県が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、使用規程が変更された場合、使用者は変更後の使用規程に従わなければならない。

附則

この規定は、令和8年2月9日から施行する。